

インプラントの保証期間及び保証内容について

■保証期間は埋入後10年とさせていただきます。但し以下の制約があります。

- 1) 保証期間内にインプラントの脱落や破損が生じた場合はインプラントの再埋入が可能な骨の状態であれば、無償で再埋入させていただきます。(但し、埋入に必要な検査代は自己負担)
- 2) 無償の再埋入は1回までとし、2回目以降は全額自己負担となります。
- 3) 骨の状態により再埋入できない場合もあります。骨造成をして再埋入を希望される場合は、骨造成の料金は自己負担となります。
- 4) 上部冠(かぶせ部分)部分にセラミック冠を選択し破折した場合、2回目以降の破折については金属での修復(保証期間内は無償)となります。継続してセラミック冠での修復を希望される場合、2回目以降は自己負担となります。
- 5) 歯周病(インプラント周囲炎)で治療行なわず放置した結果、インプラント周囲の骨が溶け出しインプラントのぐらつきや脱落が生じたには原則全額自己負担となります。

※保証期間の定めのない方については、令和6年8月1日から保証期間を埋込時から10年とし、保証内容についても10年保証と同様とさせていただきます。

※尚、令和7年1月1日より保証期間は5年に変更予定です。